

離島の旅館業に係る特例措置の手引き

令和元年 12 月
沖 縄 県

《 目 次 》

I 離島の旅館業に係る特例措置の概要

1	制度の目的	1
2	優遇措置の概要	1
3	指定地域・対象施設	1
4	適用期間	1
5	担当窓口	1

II 優遇措置の内容

1	対象資産	2
2	税制上の優遇措置（国税）	2
3	特別償却の概要	3
4	税制上の優遇措置（地方税）	4
	（1）事業税（県税）	4
	（2）不動産取得税（県税）	4
	（3）固定資産税（市町村税）	5

III 制度のお問合せ先

.....	6
-------	---

I 離島の旅館業に係る特例の措置の概要

1 制度の目的

本特例措置は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の離島地域の発展を図るため、旅館業用建物の整備を促進することを目的とした制度です。（法第93条、94条）

2 優遇措置の概要

制度の対象となるのは、沖縄の離島地域において旅館業の用に供する建物・建物附属設備を新設又は増設した法人又は個人です(国税は青色申告を提出しているもの)。

詳細については、「II 優遇措置の内容」(P 2以降)をご確認ください。

<特例措置の内容>

- ① 国 税：所得税・法人税の特別償却（事業の用に供した年度）
- ② 県 税：不動産取得税・事業税の課税免除（事業税は最大5年間）
- ③ 市町村税：固定資産税の課税免除（最大5年間）

3 対象地域・対象施設

(1) 対象地域（沖縄振興特別措置法による指定離島）

北部圏域	伊平屋島、野甫島、伊是名島、伊江島、水納島（本部町）
中部圏域	津堅島
南部圏域	久高島、栗国島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、渡嘉敷島、久米島、奥武島（久米島町）、北大東島、南大東島
宮古圏域	宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島、多良間島、水納島（多良間村）
八重山圏域	石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地、下地）、波照間島、嘉弥真島、与那国島

(2) 対象施設

旅館業の用に供する取得価額の合計が1,000万円（限度額10億円）を超える施設

4 適用対象期間

令和3年3月31日まで

5 担当窓口

- (1) 国 税（特別償却） 所管の税務署（P 2）
- (2) 県 税（不動産取得税、事業税） 県税事務所（P 4）
- (3) 市町村税（固定資産税） 市町村税務担当課（P 5）

II 離島の旅館業に係る特例の措置の優遇措置の内容

1 対象資産

優遇措置の対象となる資産は、対象事業の用に直接供するもののみとなります。

○建物・建物附属設備

沖縄振興特別措置法第93条の規定に基づき、離島の地域内において、個人又は法人が旅館業の用に供する取得価格の合計額が1,000万円超の設備

2 税制上の優遇措置（国税）

（1）特別償却

根拠	沖縄振興特別措置法第93条、租税特別措置法第12条・第45条
対象者	離島の地域内において、旅館業用（※1）の建物及びその附属設備の取得価額が1,000万円を超えるものを新・増設した青色申告書を提出する法人又は個人
内容	事業の用に供した年度において建物・附属設備の取得価額（限度額10億円）の8%を特別償却

※1 店舗型性風俗特殊営業に該当する事業、又は下宿営業は除く。

<申請様式等>

各税務署にお問い合わせください。

○担当窓口

国税についてのお問い合わせ（税務署）※法人税担当部署			
那覇税務署	TEL 098-867-3101	北那覇税務署	TEL 098-877-1324
沖縄税務署	TEL 098-938-0031	名護税務署	TEL 0980-52-2920
宮古島税務署	TEL 0980-72-4874	石垣税務署	TEL 0980-82-3074

3 特別償却の概要

(1) 特別償却の効果

旅館業用の建物・附属設備を取得して事業の用に供した年度において、通常の償却額に加え特別償却額を加算することができるため、所得税額・法人税額を軽減することができます。

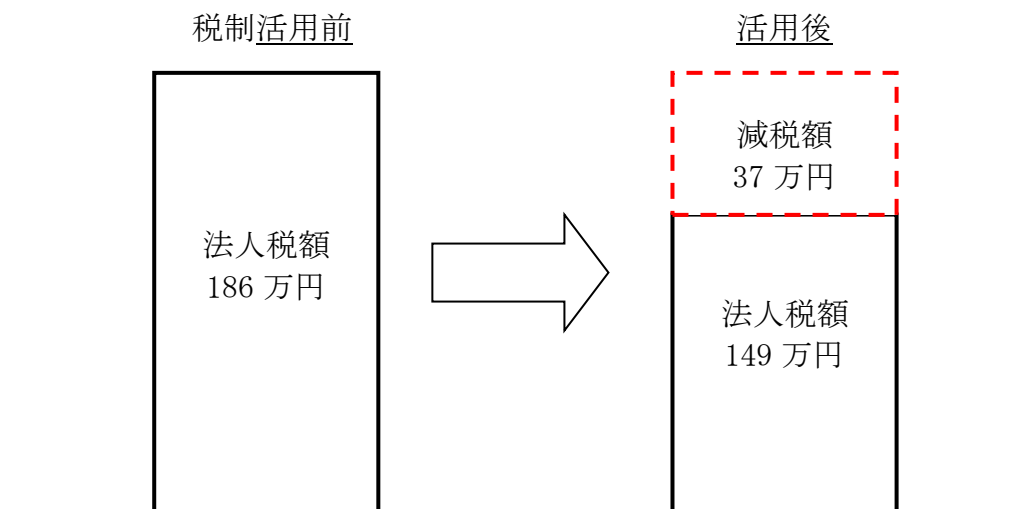
(2) 具体例 (A社)

- 設備（鉄筋コンクリート造）の取得価額：2,000万円
※購入設備は特例措置の対象となる旅館業用建物（普通償却率3.3%）と仮定する。
- 所得金額：800万円（普通償却額算入後）
- 法人税額：186万円
※平成30年4月1日以後開始事業年度の法人税率は23.2%と仮定した場合)

特別償却活用後の所得：640万円 $(800万円 - \frac{2,000万円 \times 8\%}{特別償却額})$

※税制活用後の償却額：226万円 $(\frac{2,000万円 \times 3.3\%}{普通償却額} + \frac{2,000万円 \times 8\%}{特別償却額})$

⇒税制活用後の法人税額（事業初年度）：149万円 $(640万円 \times 23.2\%)$



4 税制上の優遇措置（地方税）

（１）事業税の課税免除（県税）

根 拠	沖縄振興特別措置法第 94 条、地方税法第 6 条、 県税の課税免除等の特例に関する条例第 8 条
対象者	旅館業用（※ 1）の建物及びその附属設備の取得価額が 1,000 万円を超えるものを新・増設した者
内 容	新・増設に係る事業税の課税を最大 5 年間免除

（２）不動産取得税の課税免除（県税）

根 拠	沖縄振興特別措置法第 94 条、地方税法第 6 条、 県税の課税免除等の特例に関する条例第 8 条
対象者	○旅館業用（※ 1）の建物及びその附属設備の取得価額が 1,000 万円を超えるものを新・増設した者
内 容	新・増設に係る家屋及びその敷地（※ 2）に対する不動産取得税の課税免除

※ 1 店舗型性風俗特殊営業に該当する事業、又は下宿営業は除く。

※ 2 課税免除の対象となるのは、取得日の翌日から 1 年以内に家屋の建設の着手があった土地に限る。

< 申請様式等（ダウンロード） >

○申請書 <https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/kazei/8229.html>

○添付書類 <https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/kazei/5428.html>

○担当窓口

県税についてのお問い合わせ（県税事務所）			
沖縄県税務課	TEL 098-866-2101	那覇県税事務所	TEL 098-867-1718
コザ県税事務所	TEL 098-894-6501	名護県税事務所	TEL 0980-52-2542
宮古事務所県税課	TEL 0980-72-2553	八重山県税事務所	TEL 0980-82-3045

(3) 固定資産税の課税免除 (市町村税)

根 拠	沖縄振興特別措置第 94 条、地方税法第 6 条、各市町村課税免除条例
対象者	○旅館業用 (※ 1) の建物及びその附属設備であって、取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるものを新・増設した青色申告者等 (※ 3)
内 容	新・増設に係る家屋及びその敷地 (※ 2) に対する固定資産税を最大 5 年間免除

※ 1 店舗型性風俗特殊営業に該当する事業、又は下宿営業は除く。

※ 2 課税免除の対象となるのは、取得日の翌日から 1 年以内に家屋の建設の着手があった土地に限る。実際に設備投資をする市町村の条例をご確認ください。

※ 3 市町村の条例によって内容が異なる場合がありますので、下記の各市町村税務担当部署へお問い合わせください。

< 申請様式等 >

各市町村にお問い合わせください。

○担当窓口

市町村税についてのお問い合わせ (市役所または町村役場)			
伊平屋村	TEL 0980-46-2001	伊是名村	TEL 0980-45-2001
伊江村	TEL 0980-49-2316	本部町	TEL 0980-47-2417
うるま市	TEL 098-973-5005	南城市	TEL 098-946-8817
座間味村	TEL 098-987-2311	渡名喜村	TEL 098-989-2002
久米島町	TEL 098-985-7122	渡嘉敷村	TEL 098-987-2321
南大東村	TEL 09802-2-2001	北大東村	TEL 0980-23-4090
多良間村	TEL 0980-79-2502	宮古島市	TEL 0980-72-4878
竹富町	TEL 0980-82-6191	与那国町	TEL 0980-87-3571

※石垣市と粟国村は、本特例に係る固定資産税の課税免除を行っておりません。

(R1. 12時点)

Ⅲ 制度のお問合せ先

- 公益財団法人沖縄県産業振興公社
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
T E L : 098-894-6377
Email : okitoku@okinawa-ric.or.jp
<https://www.zei-tokku.okinawa/>

- 沖縄県企画部 地域・離島課（離島振興班）
T E L : 098-866-2370
F A X : 098-866-2068
<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chiikirito/index.html>